

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月31日
【会社名】	日本紙パルプ商事株式会社
【英訳名】	Japan Pulp & Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 昭彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区勝どき三丁目12番1号 フォアフロントタワー
【縦覧に供する場所】	日本紙パルプ商事株式会社 関西支社 (大阪市中央区瓦町一丁目6番10号) 日本紙パルプ商事株式会社 中部支社 (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出いたしました第151期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

- 1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- 3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長野口憲三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長渡辺昭彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、(以下略)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成25年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の子会社であるJPシステムソリューション株式会社(以下「SS社」という。)において、売上原価が不正に先送りされているのではないかと疑念が生じたことを受け、当社はSS社における不適切な会計処理の内容の詳細、当社及びSS社の財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、平成30年2月28日に調査委員会を設置し調査を実施しました。

調査委員会から平成30年5月18日に受領した調査報告書により、SS社において、取引先との通謀による不正な取引、SS社内部における前受金と売上原価の不正な利益操作、及び仕入取引を仮装した不正な資金流出がなされていたことが判明しました。

これに伴い、当社は本件不適切行為によるSS社及び当社の過年度決算への影響を調査したうえ、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、本件不適切行為を起こしたSS社役員及びSS社におけるコンプライアンス遵守の意識が欠如していたこと、当該役員に従前から業務上の権限が集中しており、SS社における牽制機能が有効に働いていなかったことが主な要因です。また、当社からSS社に対するビジネス上の公正観や倫理観の植え付けの徹底が不十分であったことに加え、SS社に対する統制が不十分であったことによるものです。当社は、当該状態を長期にわたり識別・改善できなかったことから、結果としてSS社に対する当社の管理・監督のあり方にも検討すべき問題があったと認識しております。

このような当社及びSS社の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、また再発防止に向けて、調査委員会の指摘・提言をふまえ、以下の改善策を講じていきます。

1. 当社の再発防止策

(1) 当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し

(2) グループ会社に対する統制の強化

2. S S社の再発防止策

(1) 役職員のコンプライアンスの徹底

(2) 社内規程、管理資料の整備・改訂

(3) 組織体制及び業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化